

No	項目	意見等の要旨	区の考え方
0 計画全般（およびコラム）			
1	-	11月に第4期障害福祉計画策定に向けた東京都の基本的考え方が出されたが、それによって計画内容が変更されることはあるのか。変更がある場合はどのような手続きを取るのか。	質問にお答えします。 第4期障害福祉計画については、国の示す基本指針に則り、平成26年11月に示された都の基本的考え方も参考にして、区の実情に合わせて計画素案を作成しました。 国や都の施策の方向に変更があつて計画変更を行う場合は、改めて障害者施策推進協議会に諮り、最終的な計画を策定します。
2	-	計画について、長期ビジョンを示してほしい。計画の性質上、3か年に区切って検討することは分かるが、10年先を見据えた区の姿勢も知りたい。	ご意見は、今後の取組の参考とします。 障害者計画は9か年の長期ビジョンを示し、障害福祉計画は3か年の具体的な数値目標を示しています。 次期の障害者計画は平成30年に新たに策定する予定であり、社会情勢に対応をした、長期的ビジョンを示したものにしていきます。
3	-	計画書の全体がわかりづらい。	ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 素案を基に、図表やコラムを加えて、各施策をわかりやすく説明できるように工夫していきます。
4	-	意見の募集にあたり、要約版、概要版、素案と3つ用意したのは良かった。第3期との違いが比較できる資料があると良い。	ご意見として伺います。 現行障害福祉計画と素案との相違点をまとめた資料の作成については、障害者施策推進協議会の意見も踏まえ、今後に向けて検討いたします。
5	-	コラムは計画書の理解を深めるための手段として良い試みだと思う。	ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 計画の内容をわかりやすくするためにもコラムの種類、表記の方法等を検討し、編集します。
6	-	コラムに「若年性認知症」について追加してほしい。	ご意見として伺います。 若年性認知症については、健康施策として対応を推進しています。また、高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業の施策9「認知症高齢者への支援体制の充実」において、若年性認知症についても記載をしています。
1 第1部 総論（P2～34）			
7	第1章 計画の策定にあたって P5～7	第1部第1章2計画の位置づけに関し、基本構想、総合計画、実行計画の説明文は計画の位置づけの図の下に配置されると読みやすい。計画の位置づけの図の下段のパーチャートに新宿区基本構想の矢印がないのはなぜか。	ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 計画の位置づけと計画の期間については、一目でわかるように1ページにまとめています。基本構想は計画期間が他と大きく異なるため、図を修正し、標記の仕方を工夫します。
8	第1章 計画の策定にあたって P6	障害者施策推進協議会の構成員に当事者や家族の委員を増やしてほしい。難病患者等にも参画の機会を提供すべきである。	ご意見として伺います。 障害者施策推進協議会は、委員の約3割を障害当事者、家族、支援者等の障害者団体代表から構成されています。広い見地からバランスよく障害者施策を協議するため、学識経験者、区民、関係機関職員等も構成員としています。 今後とも、難病患者のみならずさまざまな障害種別の方からの声をくみ取ることができるよう、心がけていきます。
9	第2章 新宿区の障害者の現状 P22	第1部第2章2障害者調査の結果概要の「悉皆調査」という文言は読めるが、「全数調査」とすべきだ。	ご意見として伺います。 用語については平易なものを心がけます。

No	項目	意見等の要旨	区の考え方
2 第2部 障害者施策の総合的展開(新宿区障害者計画) 重点的な取組(P36～39)			
10	第2章 重点的な取組 P38,39	5つの個別施策を重点的な取組とした理由を記載してほしい。	ご意見として伺います。 第2部第2章の前段に書いてあるように、基本目標の実現に向けて、区が特に積極的に推進していく必要のある施策を重点的な取組としています。
2-1-1 第2部 障害者施策の総合的展開(新宿区障害者計画) 基本目標1 安心して地域生活を送れるための支援 個別目標1 個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実(P40～54)			
11	個別施策1 相談支援の 充実 P42	セルフプランを作成しても、実行が伴わない。	ご意見として伺います。 実効性のあるサービスの利用調整ができるように、セルフプランの作成も含め、サービス等利用計画の作成については、わかりやすい仕組みを構築していきます。
12	個別施策3 保健医療 サービスの充 実 P45	障害者が集団健診等を受けやすいように区が配慮していくことを計画に盛り込んでほしい。	ご意見として伺います。 新宿区の成人健診は、実施機関を区内診療所等に指定し、個人ごとに実施しています。指定医療機関では一般の方の健診と同様に障害のある方についても行っているところですが、よりスムーズな受け入れなど障害のある方も受診しやすい環境の整備について、新宿区医師会等と連携を図ってまいります。
13	個別施策3 保健医療 サービスの充 実 P45	精神障害、高次脳機能障害、若年性認知症等には、地域生活に必要な公的支援や相談先を病院から紹介してもらえる体制が必要である。	趣旨に沿って取り組みます 発症から早い段階での支援が受けられるよう、支援機関や相談先などが掲載されたパンフレットやリーフレットを医療機関をはじめ関係部署に配布し、積極的に周知を図っていきます。また、区ホームページの充実も行います。
14	個別施策4 経済的自立 への支援 P47	障害者の所得補償に対する区の考え方を示すべきである。	ご意見の趣旨は計画に取り込み済みです。 所得補償等の経済的支援については、一義的に国の役割であると考えます。本計画でも、個別施策4に「経済的な自立への支援を補完的に行う」という考えを記載してあります。
15	個別施策4 経済的自立 への支援 P47	精神障害者に対して心身障害者手当を支給してほしい。	ご意見として伺います。 心身障害者福祉手当は、都が広域的自治体として都条例等により支給対象の基準を定めており、現行の基準には精神障害者は含まれていません。区としては、手当や年金などの経済的支援については、第一義的に国の役割であると考えており、広域的に同様の支援が受けられることが望ましいと考えています。したがって、精神障害者への心身障害者福祉手当を区独自に支給する予定はありませんが、東京都の制度内に精神障害者を位置づけるよう働きかけてまいります。
16	個別施策4 経済的自立 への支援 P47	心身障害者福祉手当の支給対象に精神障害が含まれていないことが、表記されていない。	ご意見として伺います。 心身障害者福祉手当は、都が広域的自治体として都条例等により支給対象の基準を定めており、現行の基準には精神障害者は含まれていません。区としては、手当や年金などの経済的支援については、第一義的に国の役割であると考えており、広域的に同様の支援が受けられることが望ましいと考えています。したがって、精神障害者への心身障害者福祉手当を区独自に支給する予定はありませんが、東京都の制度内に精神障害者を位置づけるよう働きかけてまいります。
17	個別施策5 家族への支 援 P48	入所施設における医療的ケアを必要とする障害者の短期入所を、利用者が安全に安心して使えるように事業者の指導と運営助成を行ってほしい。	ご意見を計画に反映させます。 区は、新宿けやき園とシャロームみなみ風に対して、看護師及び支援員の配置増等の支援体制強化のための補助を行うと共に、必要な指導を行い、より安全な施設運営が行われるよう支援します。このことについて計画素案に記載が不十分でしたので説明文を修正します。
18	個別施策5 家族への支 援 P48	ショートステイの整備について、シャロームみなみ風、障害者生活支援センター設置以降の具体的な計画、数値目標を示すこと。旧児童相談センター等公有地を積極的に活用すること。	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区内のショートステイは、平成27年度に「シャロームみなみ風」「障害者生活支援センター」が開設された後は、現在の8床から7床増えて15床になるため利用しやすくなると考えています。区内のショートステイは、今後の増設の予定は今のところ、ありません。

No	項目	意見等の要旨	区の考え方
19	個別施策5 家族への支援 P48	障害者の介護者のレスパイトは、重度障害者の介護者がどうしても参加できるかまで考えて、必要な方が利用できるようにしてほしい。	ご意見は、今後の取組の参考とします。重度障害者を介護する家族の負担軽減を目的としたレスパイトについては、今後も多様なニーズを調査し、都の補助制度、他区の制度を参考に、実施に向けた検討を続けていきます。
20	個別施策5 家族への支援 P48	医療的ケアにも対応できる重症心身障害児在宅レスパイト事業を導入してほしい。	子ども総合センター発達支援コーナー（あいあい）では、医療的ケアを必要とする児童についても、お断りすることなく受け入れており、毎日通所する児童については週2日母子分離での療育も行っています。
21	個別施策5 家族への支援 P48	誰もが参加できる居場所づくり活動である「ふれあい・いきいきサロン」は、障害者や家族の引きこもりの防止、孤立化の抑止に効果があると考えられる。社会福祉協議会からの活動に対する補助が期限付きだが、継続的な財政的支援を検討してほしい。	ご意見として伺います 個別施策5にある通り、障害者の家族会活動等への支援をおこなっています。社会福祉協議会では、「ふれあい・いきいきサロン」設立後、一定期間助成金を支給し、期間経過後は、ボランティアの紹介や「ふれあい・いきいきサロン」保険料を負担することにより、財政的支援をしています。今後も継続的な活動支援に向け、区として社会福祉協議会をサポートしていきます。
22	個別施策7 個別施策9 個別施策10 P51～54	重度訪問介護、行動援護、短期入所の周知を進めるとともに、利用計画を立てる際の相談支援体制の充実が必要である。	ご意見の趣旨は計画に取り込み済みです。個別施策7、9、10にある通り、サービスを担う人材の育成、相談支援体制の構築、地域の社会資源ネットワークの有効活用は在宅生活の継続に不可欠です。相談支援専門員向け研修を開催し、利用者のニーズに沿ったサービス等利用計画作成を支援します。また、相談支援事業所のネットワークを通じ制度改正等を周知し、相談支援体制の充実を図ります。
23	個別施策7 サービスを担う人材の育成 P51	相談支援専門員の研修の充実と、利用者の希望をプランにしていくための体制づくりを進めてほしい。	ご意見の趣旨は計画に取り込み済みです。個別施策7にある通り、基幹相談支援センターが核となり相談支援専門員向け研修を開催することで、サービス等利用計画の作成とその質の向上を図っていきます。
24	個別施策7 サービスを担う人材の育成 P51	高齢者人口の増加に伴う福祉従事者の確保困難を課題として認識し記載すべきである。	ご意見として伺います 国が介護報酬の見直し等により、福祉従事者の人材確保について、取組を行っていますので、動向を見守っていきます。また区内のサービス事業者の実情等、状況の分析を続けます。
25	個別施策7 サービスを担う人材の育成 P51	福祉従事者の確保のための啓発活動の必要性に触れるべきである。	ご意見として伺います 国が介護報酬の見直し等により、福祉従事者の人材確保について、取組を行っていますので、動向を見守っていきます。また区内のサービス事業者の実情等、状況の分析を続けます。個別施策7、8にある通り、福祉従事者への研修、事業者連絡会の開催、運営補助等を実施し、福祉人材の育成や事業者の支援を推進します。
26	個別施策7 サービスを担う人材の育成 P51	障害者施設職員の待遇改善と賃金の保障を確立してほしい。	ご意見として伺います。 あゆみの家では、職員の定着率を上げるために労働環境モニタリング調査を受審して指定管理移行後の時間延長や新規事業の影響について検証して、非常勤職員の増員を行う等、改善に取り組みました。福祉施設職員の給与は、国が介護報酬の見直し等により、福祉従事者の人材確保について、取組を行っています。区は適正な運営ができるように指導していきます。
27	個別施策7 サービスを担う人材の育成 P51	事業者への支援についての記載に、支援する場所の継続的確保について追記してほしい。	ご意見として伺います。 障害者就労支援施設の安定的な運営を図るため、区では運営補助を行っています。 なお、施設借上げ費補助については検証し、適切な補助を行っています。
28	個別施策7 サービスを担う人材の育成 P51	処遇監査の実施を早急に計画する内容を付記してほしい。	ご意見として伺います。 これまでも、区では障害福祉サービス事業所に対して、処遇及び経理面での指導を実施してきました。引き続き、計画的な指導ができるよう、体制を整備しています。

No	項目	意見等の要旨	区の考え方
29	個別施策9 相談支援体制の構築 P53	相談支援体制の充実のために、障害者自立支援協議会にがんばってほしい。	ご意見は今後の取組の参考とします 障害者自立支援協議会では、サービスを担う人材の育成や地域の社会資源ネットワークの有効活用のため、部会活動として相談支援部会を設け、サービス等利用計画の普及に向けた協議や施設見学会、福祉人材育成のためのセミナー開催等を実施しています。今後とも多様な構成員からなる強みを生かし、実効性を高める協議を行っていきます。
30	個別施策9 相談支援体制の構築 P53	訪問系サービス、相談支援等の利用可能な事業所を増やして、利用者の生活に必要なプラン(時間数の確保)が可能になるように、事業所間の連携や体制づくりを強化してほしい。	ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 障害福祉サービスや相談支援事業について、区内開設の意向がある事業者から区が事前相談を受けた場合などに、区は都と連携し、区の実態や要望を伝えていきます。
31	個別施策9 相談支援体制の構築 P53	同様趣旨の意見、1件	区が、障害福祉サービス事業所向けに制度の周知を進め、研修や指導を実施することで、専門性の高い事業所の拡大を図っていきます。
32	個別施策9 個別施策10 P53,54	教育機関と福祉機関の現場レベルでの定期的な意見交換や学習会など具体的な連携施策を盛り込んでほしい。	ご意見の趣旨は計画に取り込み済みです。 個別施策9相談支援の構築、個別施策10地域の社会資源のネットワークの有効活用の個別施策の中で、具体的な連携については書かれています。
33	個別施策9 個別施策10 P53,54	ネットワークについて、近年は区役所間の連携が進んでいると感じる。精神障害者は生活保護を受けている方が多いので、生活福祉課との連携を密にしていける文言を付記してほしい。	ご意見として伺います。 精神障害者に限らず、生活保護の受給が必要な方の支援にあたっては、生活福祉課及び保護担当課と適切に連携を図っていますので、計画本文での記載はありません。
34	個別施策9 個別施策10 P53,54	精神障害者への支援は、支援施設、保健センター、医療、家族、生活福祉課等、複数の支援の継続を円滑かつ有効に進める必要がある。生活福祉課との連携を密にしていける文言を付記してほしい。	ご意見として伺います。 精神障害者に限らず、生活保護の受給が必要な方の支援にあたっては、生活福祉課及び保護担当課と適切に連携を図っていますので、計画本文での記載はありません。
2-1-2 第2部 障害者施策の総合的展開(新宿区障害者計画) 基本目標1 安心して地域生活を送れるための支援 個別目標2 地域生活への移行の推進(P55～64)			
35	個別施策13 日中活動の充実 P61	家族の高齢化を踏まえ、休日も含めた日中生活支援を一層充実すること。	ご意見の趣旨は計画に取り込み済みです。 個別施策13及びその前段の現状と課題に記載のとおり、家族の高齢化と生活様式の多様化等の課題に対応した、個別的な支援を提供できる体制を構築することとしています。
36	個別施策13 日中活動の充実 P61	通所者の高齢化に伴い、就労継続支援B型事業所では、作業時間を通じて作業を行うことが体力的に難しくなっている利用者もいる。多様なニーズにこたえる多機能型通所事業所を計画化してほしい。	ご意見として伺います。 障害者総合支援法の枠組みの中で、就労継続支援B型と生活介護の併給はできませんが、社会福祉法人等が区内に事業所を設立する旨の相談があった際、多機能型施設のニーズを伝えるとともに、今後は、有効性のある多機能型施設の可能性を探っていきます。
37	個別施策13 日中活動の充実 P61	視覚障害者地域生活活動支援総合センターを設置し、専門事務職員を常駐させてほしい。	ご意見として伺います。 視覚障害者に対象を限定した総合支援センターの開設は現在検討していません。ことぶき館等に一団体が事務所を設けるような貸室もできませんが、区は視覚障害者交流コーナーを運営し、インターネット環境、代筆代読サービスを提供しています。区立障害者福祉センターやことぶき館においても視覚障害者によるマッサージサービスの実施を通じ自立の向上を図っています。
38	個別施策13 日中活動の充実 P61	特別支援学校の訪問籍を卒業した重度の障害者の日中活動の充実に対し、在宅サービスも含めた個別的な支援を考えてほしい。	ご意見として伺います。 本人主体の個別的な支援を構築していくために、在宅サービスや日中活動に対する個別のニーズを丁寧に把握することに努め、今後の施策に生かせるように検討を進めていきます。

No	項目	意見等の要旨	区の考え方
39	個別施策13 日中活動の 充実 P61	就労施設については、多様な選択肢(地域活動支援センター等)を残してほしい。	ご意見の趣旨は計画に取り込み済みです。地域活動支援センターは区の地域生活支援事業に位置付けられており、運営法人に対し引き続き運営助成を行っていきます。
40	個別施策13 日中活動の 充実 P61	高次脳機能障害者のためのデイサービスについて、事業者等に場所の確保の支援を行ってほしい。	ご意見の趣旨は計画に取り込み済みです。個別施策13にある通り、区は既に高次脳機能障害者のための日中活動を2カ所で開催しており、今後も継続していきます。区内の潜在的なニーズを把握するとともに、効率的な事業運営に努めていきます。
41	個別施策13 日中活動の 充実 P61	高齢になった知的障害者の日中活動の場の新設を計画してほしい。	ご意見として伺います。シャロームみなみ風の開設をはじめとし、知的障害者を対象とした日中活動の場は増加しており、定員に余裕があります。区として新設計画はありませんが、社会福祉法人等が区内に事業所を設立する旨の相談があれば、現在の状況やニーズを伝えていきます。
42	個別施策14 住まいの場 の充実 P62	グループホームの整備には土地の確保が課題であり、区有地(公有地)の活用を視野に入れてほしい。	ご意見の趣旨に沿って取り組みます。グループホームの整備については、空き家・公有地の活用など様々な機会をとらえて、積極的に検討します。数値目標を掲げてはませんが、社会福祉法人等によるグループホームの整備に対し、東京都の補助制度を活用した支援を計画的に行います。なお、エリア別の整備計画はありません。区営住宅の新規計画、建替計画はありませんが、今後新たな新設計画等を立てる場合にはグループホームの併設について検討します。
43	個別施策14 住まいの場 の充実 P62	見込量に見合ったグループホームの具体的な設置促進計画を明示してほしい。	
44	個別施策14 住まいの場 の充実 P62	生活基盤整備のために空き家を有効活用することを検討課題として入れてほしい。	
45	個別施策14 住まいの場 の充実 P62	高齢障害者の住まいの場の充実について付記してほしい。	
46	個別施策14 住まいの場 の充実 P62	素案の内容は評価できる点もある。グループホーム等の少ない牛込地区、四谷地区などに空き家、公共施設を使用し新設してほしい。	
47	個別施策14 住まいの場 の充実 P62	視覚障害者向けのグループホームやケア付住宅の整備を検討してほしい。	
48	個別施策14 住まいの場 の充実 P62	グループホームなど視覚障害者のためのサポート付き共同住宅を、区営住宅への併用増設等、整備してほしい。	
49	個別施策14 住まいの場 の充実 P62	都営住宅の利用なども考慮して、グループホームの設置を進めてほしい。	

No	項目	意見等の要旨	区の考え方
50	個別施策14 住まいの場 の充実 P62	医療行為のある重症心身障害者のためのグループホームの整備の具体策を示してほしい。	ご意見として伺います。 区内には身体障害者福祉ホームとして「あじさいホーム」「ひまわりホーム」があります。身体障害者福祉ホームを運営する法人に福祉ホーム運営補助及び重度身体障害者グループホーム事業補助を行っています。 現在、身体障害者福祉ホームの増設の予定はありません。
51	個別施策14 住まいの場 の充実 P62	重度重複の身体障害者のグループホームの建設を、新しい制度の活用や工夫などを通じて、区と保護者が一体となって進めてほしい。	
52	個別施策14 住まいの場 の充実 P62	居住サポートを障害の種別に関わりなく相談や支援が受けられるようにしてほしい。	ご意見の趣旨は計画に取り込み済みです。 居住サポート事業は、区立障害者福祉センターと地域活動支援センター4所で行っています。区立障害者福祉センターでは障害の種別に関わりなく相談、支援を受けることができます。
53	個別施策14 住まいの場 の充実 P62	同様趣旨の意見、1件	
54	個別施策14 住まいの場 の充実 P62	民間賃貸住宅に入居する際の公的保証人制度を創設し、障害者世帯に対する家賃助成を行ってほしい。	ご意見として伺います。 新たな公的保証人制度の創設や障害者世帯への家賃助成を行うことは考えていませんが、障害者や高齢者等の住まいの安定確保に係る施策としては、高齢者等入居支援、住宅相談、住み替え居住継続支援、区営住宅の供給等を実施しています。
55	個別施策15 入所支援施設 等の設置 及び支援 P63	入所施設での支援が真に必要な者以外の地域移行を進め、計画期間中の利用者人数見込を減少させることは、入所施設への高いニーズに反する。今後も入所施設を増設すること。旧児童相談センターなど公有地を積極的に活用すること。	ご意見として伺います。 区内には身体障害者を対象とする「新宿けやき園」があります。また、平成27年3月開設予定の「シャロームみなみ風」は、知的障害者及び知的・身体 の重複障害者を対象として運営します。 新たな入所支援施設増設の計画はありませんが、施設からグループホームでの生活へという施設入所者の地域移行の促進に向けた移行サイクルの構築を目指します。
56	個別施策15 入所支援施設 等の設置 及び支援 P63	施設に入所しても、希望者は移動支援や土曜ケアサポートなどのサービスを継続して利用できるようにしてほしい。	ご意見として伺います。 入所者の生活支援に関しては、平日のみならず、土曜や日曜及び祝日に関しても、入所支援施設として担うべき役割であると考えています。 区では、施設入所者については、移動支援の対象とはしておらず、今のところ見直しは考えていません。
57	個別施策15 入所支援施設 等の設置 及び支援 P63	シャロームみなみ風の入所者にも移動支援を認めてほしい。	シャロームみなみ風は、入所者支援のみならず、在宅生活の障害者や家族に対する支援の拠点としての役割を担うことも考えています。
2-1-3 第2部 障害者施策の総合的展開(新宿区障害者計画) 基本目標1 安心して地域生活を送れるための支援 個別目標3 障害者の権利を守り安全に生活できるための支援(P65～71)			
58	個別施策16 権利擁護の 推進 P65	障害者権利条約や障害者差別解消法をふまえて、行政が必要な施策を行うとともに、一般社会でも障害者に対する合理的配慮がなされるよう指導・啓発をしてほしい。	ご意見として伺います。 障害者差別解消法の平成28年4月施行に向けて、区として全庁的に取り組むとともに、国や都とともに社会への啓発活動に努めていきます。
59	個別施策16 権利擁護の 推進 P65	成年後見制度を安心して利用できるような体制づくりをしてほしい。市民後見人ではなくプロとしての後見人が成り立つようにしてほしい。	ご意見として伺います。 障害者が成年後見制度を安心してご利用いただけるよう市民後見人スキルアップ研修の実施等バックアップしていきます。

No	項目	意見等の要旨	区の考え方
60	個別施策17 虐待の防止 P67	働く場での虐待防止のためのネットワークづくり、障害理解の促進を行ってほしい。教育の場での虐待防止のため、緊密な連携を明確にしてほしい。	ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 就労の場における障害者虐待を防止するため、新宿区障害者虐待防止センターは新宿区障害者自立支援ネットワークをはじめ関係部署、企業等との協力・連携を進め、法に規定された通報義務の周知、労働関係者等による虐待の早期発見・早期対応に努めます。また、都とも連携し、企業等による虐待防止に関する研修の実施や苦情処理体制の整備を促し、障害者への理解を深めるよう努めます。 教育の場での虐待防止の取組については、新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークの子ども学校サポート部会・虐待等防止部会・発達支援部会等において関係機関が密接に連携し、進めていきます。
61	個別施策19 防災対策の 推進 P69	災害時の薬や医療的ケアの確保のための対策について触れるべきである。	ご意見として伺います。 本計画にあるとおり、障害者の方には災害時要援護者名簿への登録をおすすめしています。 災害発生時には区内10か所の避難所において医療救護所を設置し、新宿区医師会の医師が骨折や火傷などの急性期医療活動（発災後3日間）を行うため、区ではそのための医薬品や医療資器材を備蓄しています。 また、慢性的な疾患の医薬品の確保に関しては「要配慮者防災行動マニュアル」のとおり、自助を基本として日頃から各自のご用意をお願いしており、今後も同マニュアルの普及を推進していきます。
62	個別施策19 防災対策の 推進 P69	災害時要援護者名簿は区が定期的に更新の確認を行ってほしい。災害時の避難場所等の情報をアプリで配布してほしい。	ご意見として伺います。 災害時要援護者名簿は年に2回(6・12月)定期的に更新を行い、関係機関等へ配布しています。 なお、この名簿のほか、区では避難行動要支援者名簿を作成し、発災時に関係機関へ情報提供するよう取り組んでいます。 避難場所等の情報は現在ホームページ等に公開しております。携帯電話アプリにつきましては今後 検討していただきます。
2-2-1 第2部 障害者施策の総合的展開(新宿区障害者計画) 基本目標2 ライフステージに応じた成長と自立への支援 個別目標1 障害等の早期発見と成長・発達への支援(P72～86)			
63	基本施策1 子どもの発達 に即した支援 の充実 P72	課題認識や支援メニューは文章的には充実しているが、保護者の立場から見ると問題解決に結びついていない。計画作成、修正、検証作業に当事者(保護者)の参画の度合いが少ないため当事者ニーズに即していないので、改善すべきである。	ご意見として伺います。 計画の策定後の検証、見直し、修正に至るPDCAサイクルが第4期障害福祉計画から導入されます。この計画の検証については、障害者施策推進協議会、障害者自立支援協議会という障害当事者、家族を委員に含む協議会において協議することを予定しています。
64	基本施策1 子どもの発達 に即した支援 の充実 P72	子どもの発達に即した支援の充実について、児童関係の計画に掲載してほしい。	ご意見として伺います。 新宿区次世代育成支援計画では、早い段階からの発達支援や特別支援教育について掲載し、「目標3-4特に配慮が必要な子どもと家族のために」では、障害者計画・障害者福祉計画と連携した区の取組を掲げています。今後も、次世代育成支援計画と本計画は連携を図りつつ、様々な子育て支援施策を推進していきます。
65	基本施策1 子どもの発達 に即した支援 の充実 P72	子どもの発達に即した支援の充実に関して、利用しやすいサービスの構築の具体策が見えない。	ご意見の趣旨は計画に取り込み済みです。 個別施策21にある通り、乳幼児の保護者が集う機会を利用して、各種相談や関係機関につなげていく支援について記載しています。
66	個別施策20 障害等の早期 発見・早期 支援 P73	重度重複障害者でも適切な手段があればコミュニケーションが取れることを理解してもらい、早期の段階から体験の機会や支援の方法を広めてほしい。	ご意見として伺います。 適切な療育機会を通じ、一人ひとりの障害に応じたコミュニケーション手段の獲得について、支援していきます。

No	項目	意見等の要旨	区の考え方
67	個別施策22 乳幼児期の 支援体制の 充実 P77	医療的ケアが必要な子どもを受け入れられる療育施設を設立してほしい。	ご意見は、今後の取組の参考とします。 子ども総合センター発達支援コーナー（あいあい）には、さまざまな障害や発達に課題のある児童が通所しています。利用児童も増えている状況ではありますが、医療的ケアが必要な児童も、お断りすることなく受け入れており、毎日通所する児童については、週2日母子分離での療育も行っています。来年度は、さらに医療的ケアが必要な児童が多くなるが見込まれるため、看護師を増員し、支援していきます。医療的ケアの必要な児童に特化した新たな施設は考えていませんが、今後も、療育が必要なすべての児童の受け入れが可能となるよう、環境整備に努めていきます。 なお、障害児に対して、専門的な活動を行っている団体との連携も図っていきたくと考えています。
68	個別施策22 乳幼児期の 支援体制の 充実 P77	障害児専門の保育園を設置し、居宅訪問型保育事業を行ってほしい。私立保育園・幼稚園等で障害児の受け入れができるように支援してほしい。	ご意見として伺います。 子ども・子育て支援新制度において地域型保育事業として位置づけられた居宅訪問型保育は、障害や疾病等により集団での保育が困難な子どもを対象としており、適切な事業者から申請があれば、認可していきます。障害児専門の保育園の設置については考えておりませんが、引き続き、障害児理論研修等や巡回相談による専門家のアドバイスを受け、支援のスキルアップをしていきたいと思ひます。私立認可保育園、子ども園には区立と同様に巡回相談を実施し専門家によるアドバイスをを行っています。また、認証保育所への支援については、区が実施する立ち入り調査の際などに相談を受け助言を行なっています。
69	個別施策22 乳幼児期の 支援体制の 充実 P77	重症心身障害児の親の就労支援について。医療的ケアを必要とする重度の障害があると保育園に入れず、親は仕事を辞めざるを得ない現状がある。障害児を長時間保育する場を設けてほしい。 具体策①看護師の常駐する保育園を区内に設立すること。 ②認可保育園内で重症心身障害児を保育するための設備や看護師の配備を必要に応じて用意すること。 ③子ども総合センターに医療的ケアのある子どもでも母子分離で通所できるようにすること。	ご意見として伺います。 ①子ども・子育て支援新制度において地域型保育事業として位置づけられた居宅訪問型保育は、障害や疾病等により集団での保育が困難な子どもを対象としており、適切な事業者から申請があれば、認可していきます。障害児専門の保育園の設置については考えておりませんが、引き続き、障害児理論研修等や巡回相談による専門家のアドバイスを受け、支援のスキルアップをしていきたいと思ひます。 ②区は集団保育可能である障害児を保育教育の対象としていますが、障害児受け入れの要件や保育環境、また、保育士、看護師の研修等の充実について検討をしていきます。 ③子ども総合センター発達支援コーナー（あいあい）では、医療的ケアを必要とする児童についても、お断りすることなく受け入れており、毎日通所する児童については週2日母子分離での療育も行っています。但し、あいあいには、療育施設であって保育施設ではないため、毎日通所するグループでも、あいあいでも過ごす時間は10時から13時30分となっています。午後の通所グループや個別指導の児童を含め、年々増えている利用児童の療育を充実させていくことも重要な課題であるため、保育機能を付加していくことは考えていません。
70	個別施策22 個別施策23 P77, 78	小学校・保育園・幼稚園等の責任者の障害理解を、公立私立の区別なく深めてほしい。	ご意見として伺います。 保育園、子ども園では、公私立、正規、非常勤の区別なく障害児の理論研修や保育理論研修、実技研修等を実施し技術の向上を図っています。研修には園長、副園長や保育士、教諭の区別なく参加しています。 また、必要に応じて大学教授などの専門家に子どもの様子を見てもらい、保育のアドバイスや特別な配慮を必要とする子どもの早期発見のために巡回相談を定期的、継続的に行っています。 公立保育園・幼稚園等の園長・副園長は、それぞれの試験に合格した者がついており、勤続年数で決まるものではありません。 乳幼児期の支援体制を充実するため、職員の能力を最大限引き出せるよう取り組んでいきます。 小・中学校の管理職をはじめ教職員については、「東京都人権教育プログラム」を活用した研修等を実施し、管理職等の理解を深めた上で、障害理解教育を進めてまいります。

No	項目	意見等の要旨	区の考え方
71	個別施策23 学齢期の支 援体制の充 実 P78	合理的配慮やユニバーサルな視点、イン クルーシブ教育システムなどが計画の具体策 に必要である。	ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 インクルーシブ教育システム構築のためには、同じ場で共に学ぶことを目指 しつつ、個別の教育的ニーズのある児童・生徒に対して、その時点で最も 的確にニーズに応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備するこ とが重要です。 この理念を踏まえ、子ども一人一人の持てる力を高めるという観点から、多 様な学びの場を整備するとともに、個々の違いを認識して様々な人々が生 き生きと活躍できるように努めます。 小・中学校においては教育課題研究校を指定し、ユニバーサルデザインの 視点に立った誰にとってもわかりやすい授業づくりの研究に取り組んでいま す。
72	個別施策23 学齢期の支 援体制の充 実 P78	特別支援教室では、通いやすくなる結果とし て現状の週1回よりも指導頻度を上げたり、 ついていけない教科のみ支援級で授業を受 けるなど柔軟な対応をしてほしい。 就学前相談で普通級判定になった結果、支 援員制度が使えず、学校からは介助の依頼 があり民間介助員を利用している。普通級で も支援員制度が使えるようにしてほしい。	ご意見として伺います。 特別支援教室の指導内容は単なる教科の遅れを補充する指導とは異な り、発達障害の特性に応じ特別の補助指導を行うものです。通常の教育課 程におおむね対応できるものの発達障害により、一部特別な支援を必要と するお子さんは特別支援教室を利用して指導を受けることができます。 通常の学級の教育課程で学ぶことが適していると判断された場合には、状 況に応じて介助員を配置するなど、適切な支援方法を検討していきます。
73	個別施策23 学齢期の支 援体制の充 実 P78	特別支援教室の全小学校への設置にあ たっては、偏見や差別を助長することがない ように、学校・保護者（PTA）・地域に向けた 啓発を徹底してほしい。	ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 在籍校における特別支援教室での指導の効果を高めるためには、教職員 をはじめ、児童・生徒、保護者など、学校に関わるすべての人が発達障害 について、正しく理解する必要があります。 教職員が校内の研修等で活用することを目的に、教育委員会が研修資料 を作成・配布し、保護者や地域の方に向けてそれらを活用できる体制を整 えました。 今後は、校内の研修体制のより一層の充実を図るとともに、保護者や地域 の方にご理解いただけるよう取り組んでいきます。
74	個別施策23 学齢期の支 援体制の充 実 P78	新宿養護学校についても、支援チームの巡 回を行ってほしい。	ご意見として伺います。 専門家による支援チームの巡回相談では、学期に1回専門家が各小・中学 校を訪問し、教職員の指導に対し助言を行っています。 新宿養護学校では、小児神経科医及び整形外科医が毎月学校を訪問し 助言・指導を行う体制を整えています。さらに、理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士を配置し、教職員の指導への助言を行っているほか、児童・生 徒に対する専門的な指導を直接行っています。
75	個別施策23 学齢期の支 援体制の充 実 P78	特別支援教室構想を推進し、従来の通級学 級を存続し児童の特性に応じた支援を行っ てほしい。	ご意見として伺います。 特別支援教室における指導内容は、従来の情緒障害等通級指導学級と同 じです。今後は在籍学級における適応状況を適時把握しながら指導を行う ことができるため、さらなる指導の効果が期待されます。
76	個別施策23 学齢期の支 援体制の充 実 P78	特別支援教室が設置されても、現在の通級 の仕組みのように少人数のグループでの学 習ができる、安心できる場所を確保してほし い。	ご意見として伺います。 特別支援教室では、児童の状態や課題に応じて適切な指導内容、指導形 態を考えていきます。必要に応じて在籍校でグループを組んだり、または週 に1度拠点校において少人数グループ指導を実施することも可能です。
77	個別施策23 学齢期の支 援体制の充 実 P78	通級または支援級でも発達障害児への対応 が適切ではない教師もいるので、臨床心理 士等が支援するような仕組みづくりをしてほ しい。	ご意見として伺います。 発達障害の理解を促進するため、教職員向けの研修の充実に取り組んで いるほか、校内の研修等で活用することを目的に、研修資料を作成し、全 校に配布しました。 また、臨床心理士資格を有するスクールカウンセラーを引き続き学校に派 遣し、特別な支援を要する児童について、校内での様子を観察・把握し、 心理的側面の援助や具体的対応についての助言を教職員に行っていしま す。

No	項目	意見等の要旨	区の考え方
78	個別施策23 学齢期の支 援体制の充 実 P78	コミュニケーションが難しい子どもを手助けしてくる先生の影響は大きいですが、そのような子どもが苦手な休み時間や遊び時間には一緒にいないので、大人の目が行き届くよう配慮する仕組みをつくってほしい。	ご意見として伺います。 学校においては、管理職、特別支援教育コーディネーターを中心として校内体制で組織的に特別支援教育に取り組むとともに、特別支援教育推進員等の人的支援を効果的に活用することが大切です。 特別支援教育推進員の支援は授業時間に限ったものではなく、休み時間や給食の時間にも行っています。教員と具体的な指導内容等の調整を行いながら、個別指導計画に基づき必要な支援に取り組んでいます。
79	個別施策24 放課後支 援等の日中活 動の充実 P82	『まいペース』の肢体不自由児定員を増やしてほしい。土曜日や平日の休校日の利用を希望しているが、月1回程度しか利用できない。ほかに受け入れ場所がないため、緊急時の受け入れにも対応してほしい。	ご意見として伺います。 現在、施設のスペースの余裕がないことから、障害児等タイムケア「まいペース」における肢体不自由児の受入れ枠の拡大の予定はありません。 緊急時に対応については、区内では「あゆみの家」の日中ショートステイのご利用が可能です。 就学している障害児の放課後や学校休業期間を過ごす場所として、タイムケア、日中ショートステイのほかには、放課後等デイサービスがあり、こちらは民間事業所による設置が進んでいます。民間事業所には区民のニーズを伝えています。
80	個別施策24 放課後支 援等の日中活 動の充実 P82	医療的ケアが必要な児童を受け入れる日中活動の場がないため、子ども総合センターや新宿養護学校等において受け入れを実施できる体制を整えてほしい。	ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 26年度より新宿養護学校で実施している放課後子どもひろばには、看護師を配置しており、医療的ケアの必要な児童も利用することができます。
81	個別施策24 放課後支 援等の日中活 動の充実 P82	子どもひろばや学童クラブを利用したいが、感情のコントロールが難しい子どもが利用できるのか説明してほしい。	ご意見の趣旨は、計画に取り込み済みです。 区立の学童クラブでは、平成7年に「新宿区学童クラブ障害児等利用要綱」を整備し、障害の程度により職員を加配して、障害児等の受入れを行っています。また、引き続き児童館・学童クラブ等の職員を対象とした障害児対応の研修や巡回相談による専門家のアドバイスを受ける等、職員のスキルアップも図っています。放課後子どもひろばについても、特別な配慮を要する子どもの利用が多い学校については職員を加配するとともに、学童クラブと同様にスキルアップを図っていきます。
82	個別施策25 療育・保育 ・教育・福祉 施策の連携 P82	個別指導計画等の書式の統一が目的ではなく、支援の必要な子どもの把握や対応について、関係する教育・保健・福祉・医療等と家庭が情報を共有して、対応を見直すことが望ましい。	ご意見を計画に反映させます。 特別支援教育を効果的に推進するには、本人や家族の希望を踏まえて、教育、保健・医療・福祉等が連携して児童・生徒を支援していくことが重要です。各機関と連携を図りながら長期的な視点に立って一貫性のある支援を行うため、個別的教育支援計画の作成の取組みの充実を図る必要があります。個別的教育支援計画に示された学校での支援を具現化した指導計画が個別指導計画であり、教育委員会はこれらの計画の普及を図っています。このため基本施策2の現状と課題を修正し、個別施策25①にも関係機関の連携について補記します。 また、個別施策25③にあるとおり、障害の有無に限らず、支援の必要な子どもや家庭に関する状況の把握及び関係機関相互の連携を図るため、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」を設置しています。教育、保健、福祉等の関係者による個別的なサポートチーム会議を随時開催し、具体的な支援策について協議しています。 このような取組を通じ、支援の必要な子どもへの対応の充実を図っていきます。
83	個別施策26 障害等のあ る子どもへの 専門相談の 推進 P83	子ども総合センターの個別指導を受けられる期間を延長してほしい。	ご意見として伺います。 就学前の児童については、子ども総合センターが「療育」の役割を担っていますが、学齢児については、従来から、学校の「特別支援教育」の中できめ細やかな指導を行ってきました。「療育」も「特別支援教育」も、障害児や、発達に課題のある児童の自立を図るために、その子に合わせた方法により、指導・援助していくことには変わりはありませんが、一貫した支援の流れの中で成長していけることが大切であると考えています。 そのため、子ども総合センターを開設した際に小学2年生まで利用対象を拡大し、就学前から就学後への切れ目のない支援を行う環境整備を図りました。現段階では、小学校3年生以上への対象拡大は考えておりませんが、今後とも、特別支援教育の充実を図るとともに、子ども総合センターでの療育の状況を保護者の了解のもとで学校に情報提供する等、切れ目のない支援を行っていきます。

No	項目	意見等の要旨	区の考え方
2-2-2 第2部 障害者施策の総合的展開(新宿区障害者計画) 基本目標2 ライフステージに応じた成長と自立への支援 個別目標2 多様な就労支援(P87~95)			
84	個別施策28 就労支援の 充実 P88	医療行為のある重症心身障害者の就労の幅を広げてほしい。	ご意見として伺います。 現在、就労先に医療行為のできる人材を派遣する事業制度はありません。就労に関する様々なニーズがあることを受け止めてまいります。
85	個別施策28 就労支援の 充実 P88	企業側に対する障害者受け入れ促進のための啓発活動を充実してほしい。	ご意見の趣旨は計画に取り込み済みです。 個別施策28にある通り、就労支援の充実は重点施策としています。障害者の雇用に関する企業への啓発や指導は、ハローワークが中心となり、区は就労支援機関である新宿区勤労者・仕事支援センターで個別案件に対応していきます。就労支援事業を通して就労環境整備も継続して行っています。
86	個別施策28 就労支援の 充実 P88	区が平成29年度に整備を計画している就労支援センターについて、幅広い障害ニーズに対応できるようにしてほしい。	ご意見として伺います。 平成29年開設を目途としているのは障害者地域生活支援拠点であり、居住機能を持つ入所支援施設等が拠点となり、地域で生活している障害者の相談支援等を行うものです。幅広い障害ニーズに対応できるよう、今後、検討していきます。 区では、新宿区勤労者・仕事支援センターが、障害種別を問わず、障害者の就労支援を行っています。
87	個別施策29 施設における 就労支援の 充実 P93	東京都の監査対象である就労支援系の事業所に対しても、新宿区が指導すること。また、指導体制を整備すること。	ご意見の趣旨は計画に取り込み済みです。 個別施策8にある通り、区が障害福祉サービス事業所に対する指導検査の充実を図ることを記載しています。
88	個別施策30 就労継続及 び復職等の 支援の強化 P94	ジョブサポーターやジョブコーディネーターの支援期間は6か月となっているが、障害程度を見ながら支援を継続できる仕組みをつくってほしい。	ご意見として伺います。 障害者が職場に定着するための手厚い支援は、一定期間の限定がありますが、勤労者・仕事支援センターでは必要性を見極め、定期的な職場訪問等の定着支援を行っています。国や都、区の機関とも連携し、多様にある制度を活用し、受入企業の状況も視野に入れながら個々に応じた適切な支援を提供していきます。
2-2-3 第2部 障害者施策の総合的展開(新宿区障害者計画) 基本目標2 ライフステージに応じた成長と自立への支援 個別目標3 社会活動の支援(P96~98)			
89	個別施策31 コミュニケーション支援・ 移動支援の 充実 P96 P152	第3部の意思疎通支援者養成研修事業の平成27年度から平成29年度までの登録見込者数が、5人ずつとなっているが、絶対数が不足している。報酬面の処遇改善を図ってほしい。	ご意見として伺います。 区登録手話通訳者試験の合格者及び新規登録者はここ数年5人前後で推移しています。手話通訳者としての資質や能力を担保するため、合格人数を増加させていくことを計画に盛り込むことはできません。手話通訳及び要約筆記者の報酬については、全体の状況から適切に対処します。
90	個別施策31 コミュニケーション支援・ 移動支援の 充実 P96	手話通訳をいつでも受けられるようにしてほしい。手話通訳者の技術向上のために、研修・学習の機会を増やしてほしい。	ご意見として伺います。 手話通訳者の養成及び技術向上のための研修を継続的に実施し、聴覚障害者のニーズに応えられる高い資質を持った手話通訳者が一定人数確保し続けられるよう、適切な支援を行っていきます。
91	個別施策31 コミュニケーション支援・ 移動支援の 充実 P96	同行援護専門の事業所が増えると、利用しやすくなる。	ご意見として伺います。 事業所向けに制度の周知を進めるとともに、同行援護利用の実態を説明し、実際にサービス提供が可能な同行援護事業所の確保に努め、利便性の向上を図っていきます。

No	項目	意見等の要旨	区の考え方
92	個別施策31 コミュニケーション支援・ 移動支援の 充実 P96	同行援護の支給量や利用の仕組みが難しいので、わかりやすくして利便性を改善してほしい。	ご意見として伺います。 区では、支給決定基準を策定し、各種障害福祉サービス等の支給量を定めています。基準の支給量では円滑な生活を送ることが困難な場合には、個別の状況を勘案して、必要な支給量を決定しています。同行援護については、今後も制度の周知を進め、わかりやすく使いやすいサービスの充実に努めていきます。
93	個別施策31 コミュニケーション支援・ 移動支援の 充実 P96	介助付きコミュニケーション方法やロボットスーツHAL等先進福祉機器を活用したトレーニングなど新しい選択肢を広げてほしい。	ご意見として伺います。 ロボットスーツHALの導入施設は、リハビリ病院やリハビリセンターといった医学的管理下で行うリハビリ専門施設が主流になっています。区内施設でも可能なリハビリメニューの追加は施設の特徴や利用者のニーズの外、経費、人員等を勘案し検討していきます。
94	個別施策32 文化・スポーツ等への 参加の促進 P97	「新宿区スポーツ環境整備方針」における障がい者スポーツの内容も文章として盛り込んでほしい。	ご意見を計画に反映させます。 個別施策32に、スポーツ環境整備方針における障害者スポーツの内容について記載します。
95	個別施策32 文化・スポーツ等への 参加の促進 P97	重症心身障害児者が日常的にスポーツを楽しめるように具体的に整備を進めてほしい。	ご意見として伺います。 区は、スポーツ環境整備方針を具体的に推進するため、「区民や関係機関との情報及び意見交換の機会を設けて、引き続き協議すること」「障害者スポーツ指導員養成講座へスポーツ推進委員を派遣して有資格者を増やす」「国が主催する障害者スポーツ・レクリエーション交流事業に職員を派遣し、今後区が主催すること」を通し、重症心身障害者の方がスポーツを楽しめる機会の拡大を図ります。
2-3-1 第2部 障害者施策の総合的展開(新宿区障害者計画) 基本目標3 地域社会におけるバリアフリーの促進 個別目標1 こころのバリアフリーの促進(P99～106)			
96	基本施策1 障害理解の 促進 P99	心のバリアフリーを基本施策にしてほしい。	ご意見の趣旨は計画に取り込み済みです。 区は平成13年度の障害者計画策定時から、こころのバリアフリーという概念を取り入れ、本計画でも個別目標として位置づけており、障害理解の推進に継続して取り組んでいきます。
97	個別施策34 障害理解への 啓発活動の 促進 P99	国際市民としてすべてのバリアフリーのための企画(健常者が車いすで区内を探検等)を検討してほしい。	
98	個別施策34 障害理解への 啓発活動の 促進 P99	差別というのは社会的・後天性のものなので、できるだけ早い時期に教育啓発を図るべきである。	ご意見として伺います。 区では地域社会におけるバリアフリーの促進をめざし、こころのバリアフリーの促進や福祉のまちづくりを促進しています。そのためにも障害理解のための啓発活動や理解教育などを推進しています。また、年代に関わりなく、地域で交流し合える機会を充実するために、各種イベントを実施しています。さらにまちづくりでは、ユニバーサルデザイン・ワークショップとして障害のある人もない人も共にまちを歩き、まちづくりを検証するなど、様々な事業に取り組んでいます。
99	個別施策34 障害理解への 啓発活動の 促進 P99	障害者・高齢者が楽しく参加しやすいコンテストやウォークラリー等のイベントを毎週企画してほしい。	今後も障害当事者をはじめとする区民と共に、だれもがいきいきと暮らせるまちづくりを目指し、取り組んでいきます。
100	個別施策34 障害理解への 啓発活動の 促進 P99	障害理解を深めるための知恵やアイデアを共有する機会・場を創造していきたい。	

No	項目	意見等の要旨	区の考え方
101	個別施策34 障害理解への啓発活動の促進 P99	こころの不調である「こころのSOS」に対して周囲の人が早期に気付くことができるよう、障害理解教育により一層力を入れてほしい。	ご意見の趣旨は、計画に取り込み済みです。 区立学校では、特別支援教育の推進を教育課程編成の重点項目として位置付けています。今後も、道徳の時間や総合的な学習の時間等において障害理解教育を進めていきます。 また、10代向けパンフレットの「気づいて！こころのSOS」は、作成の段階から区の関係部署が連携して作成し、区内中学1年生とその保護者に配布しています。引続き、適切な対応や支援につながるよう普及啓発を図っていきます。また、特別支援学校や区内各図書館、子ども家庭支援センター、特別出張所など、子どもや子ども連れの区民の方が多く利用する施設にも配置し、広く区民に周知していきます。
102	個別施策35 障害理解教育の推進 P102	障害を理解して共に暮らす社会を目指すため、障害理解の必要性を教職員に周知して、障害理解教育を進めやすい環境をつくってほしい。	計画に取り込み済みです。 個別施策35にあるとおり、共生社会の実現に向けて、障害のある子どもが学校行事や学習の時間に交流を行う交流教育や、居住地の通学区域の学校にも籍を置き交流を行う副籍制度の推進・充実を図る必要があります。保護者の希望を踏まえて副籍交流を行う地域指定校を入学前に決定する仕組みを、27年度新入学児童から導入するほか、特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会において、副籍を中心とした交流及び共同学習に関する情報提供を行い、共通理解を図っています。 また、教職員が校内の研修等で活用することを目的に、教育委員会が研修資料を作成・配布しました。今後も、教職員の研修体制のより一層の充実を図ってまいります。
103	個別施策35 障害理解教育の推進 P102	障害のある人となない人の交流の機会を増やすだけでは差別意識を持つきっかけになる可能性もあるので、交流以外の場での障害理解教育にも力を入れてほしい。	ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 道徳の時間や総合的な学習の時間等において、障害理解教育を実施しております。 今後もあらゆる機会を活用し理解促進を図ってまいります。
104	個別施策37 互いに交流し合える機会の充実 P103	障害当事者が出向いていく交流の機会など、当事者との直接的な交流を進めてほしい。	趣旨に沿って取り組みます 障害のある人となない人が直接交流するイベントの開催を今後とも積極的に推進していきます。
2-3-2 第2部 障害者施策の総合的展開(新宿区障害者計画) 基本目標3 地域社会におけるバリアフリーの促進 個別目標2 福祉のまちづくりの促進(P107～110)			
105	個別施策40 ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進 P107	2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、まちづくりや建築物の建設について障害当事者などの意見を反映できる場を設置してほしい。	ご意見として伺います。 2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた気運の醸成をはかるため、区政モニターアンケートや既存の会議体を活用した区民意見の把握に取り組んでいます。今後も官民一体で大会開催に向けた取組を推進し、区民のアイデアや提言を反映するための仕組みづくりを検討していきます。
106	個別施策40 ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進 P107	2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた東京都のバリアフリー化の協議の場で、新宿区が積極的に提言を行って区内のバリアフリー化を推進してほしい。	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区としては、東京オリンピック・パラリンピックに向け、様々な機会を通じて区内のバリアフリー化を働きかけていくことで、新宿区を訪れる全ての人々が、快適に過ごせる都市環境を目指していきます。
107	個別施策40 ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進 P107	区本庁舎を含め区内の様々な施設等でも、いまだにユニバーサルデザイン化が十分に進んでいないため、利用しづらい場所がある。	ご意見として伺います。 個別施策の40では、ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進を重点的な取組として位置付け、ユニバーサルデザインワークショップ等を利用して、区民や事業者へ普及・啓発していきます。

No	項目	意見等の要旨	区の考え方
108	個別施策40 ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進 P107	新大久保駅にエレベーターを設置してほしい。	趣旨に沿って取り組みます 新大久保駅については、駅舎の建替えも含め、エレベーター設置によるバリアフリー化の検討作業を進めていると鉄道事業者から聞いています。区としては、新大久保駅のバリアフリー化が一日も早く実現するよう、今後も鉄道事業者に働きかけていきます。
109	個別施策40 ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進 P107	新宿三丁目駅の車いす対応エスカレーターは問題があるので、エレベーター設置を検討してほしい。	趣旨に沿って取り組みます 新宿三丁目駅の乗り換え用エレベーターについては、障害者の方々を交えて、鉄道事業者と現地調査を行うなど、設置に向けた取組を行っていましたが、構造上の問題があり、設置には至っておりません。区としては、今後もエレベーター設置に向け、鉄道事業者に働きかけていきます。
110	個別施策40 ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進 P107	歩道上の看板、放置自転車などで車いすや杖を利用している方は怖い思いをしているのではないかと。区の職員に現状を把握してほしい。	趣旨に沿って取り組みます 放置自転車や路上の違反看板、商品の陳列などは、歩行者の通行障害になり危険です。このため、区では常にパトロールを実施し、放置自転車の撤去や路上看板に対する是正指導を実施しています。また、路上看板については、大久保通りをはじめ主要な道路や繁華街では、東京都、警察、地域の方々と連携して是正指導や道路を適正に利用するよう啓発活動を行っています。この結果、効果も少しずつですが表れています。今後も引き続き、歩きやすい道路にするために道路の適正な利用の推進に努めてまいります。
111	個別施策40 ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進 P107	車いすでは利用できない商業ビルが多いので、バリアフリー化を推進してほしい。店舗の入り口に階段があったり、入店できても店内の通路が狭かったりする。	ご意見として伺います。 区は、建築主や設計者に対して、建築物の建築や改修を行う際には「東京都福祉のまちづくり条例」や「新宿区身体障害者・高齢者等の利用を配慮した建築物整備要綱」を遵守した建築物を整備するよう指導・啓発しています。 この条例等では、建築物の用途・規模に応じて、建替・改修等を行う際、敷地から出入口・利用する店舗の室・トイレまでの廊下やエレベーター・階段などについて基準を定めてバリアフリー化を促しています。 今後も引き続き、建築主や設計者に指導・啓発を行うことにより商業ビルを含む建築物のバリアフリー化を推進していきます。
3 第3部 障害福祉サービス等の提供体制の確保の方策(第4期新宿区障害福祉計画)(P112～166)			
112	第3部扉 P111	第3部の表題は全体の表紙と同様に「第4期新宿区障害福祉計画」とした方が良い。	ご意見として伺います。 新宿区障害者計画と第4期新宿区障害福祉計画は一体的に調和のとれた計画として策定しています。各部における記載内容を総括して表現するため、現在の表題にしています。
113	第1章 障害福祉計画の背景 P112	障害者施策に関する主な関連法令の動向については、計画書の前段で一括して説明した方がわかりやすい。	ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 素案ではP27にコラムとして「障害者の権利に係る国内法の整備」について主なものを掲載していましたが、よりわかりやすくするためコラムの編集及び掲載ページを変更します。
114	第1章 障害福祉計画の背景 P113	福祉サービス体系図に障害者自立支援法がどのように関わるのか示してほしい。	ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 体系図の障害者総合支援法のサービスのほとんどが元の障害者自立支援法のサービスです。体系図については、よりわかりやすく修正します。

No	項目	意見等の要旨	区の考え方
115	第2章 サービス提供 体制整備の 基本的な考 え方 P118	子どもに関する施策は、「新宿区次世代育成支援計画、子ども子育て支援事業計画」と調和を保つと謳っているのだから、障害者手帳所持者の多くを占める高齢者についても「新宿区高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」との調和を保って計画化すべきである。	ご意見の趣旨は計画に取り込み済みです。「新宿区高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」について、調和を保つという記載はありませんが、障害福祉サービス等の見込み量の算定にあたっては、65歳以上の障害者のサービス利用を考慮しており、障害者の高齢化に伴う支援についても記載しています。障害者施策と高齢者施策との調和を図っているところです。
116	第3章 第4期新宿区 障害福祉計 画の成果目 標・活動指 標 P120～123	国の成果目標、区の成果目標の基本方針、前期実績等を明確に記してほしい。構成もわかりやすくしてほしい。	ご意見の趣旨に沿って取り組みます。第4期障害福祉計画の成果目標については国の示した基本指針を参考とし、区独自の障害者施策の状況により設定しています。よって国の指針を文書上に記載した場合、区の目標の説明が煩雑となるため国の詳細な数値は記載していません。なお、目標以下の文章についてはわかりやすくなるよう副題を付ける等編集し直します。
117	第3章 第4期新宿区 障害福祉計 画の成果目 標・活動指 標 P120～123	成果目標の前に記載されている第3期活動実績を、副題等を設けることにより、わかりやすく記述してほしい。	
118	第3章 第4期新宿区 障害福祉計 画の成果目 標・活動指 標 P122	地域生活支援拠点の整備に関連して、重度重複障害者が支援を受けながら協同で助け合える住まいの可能性を検討してほしい。一人暮らし等の体験・自立訓練など多様な暮らしの場を検討する機会を設けてほしい。	ご意見の趣旨は計画に取り込み済みです。地域生活支援拠点は、第3部第3章目標2にあるとおり、国の基本指針によれば一人暮らしも含め、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進することを想定しています。
119	第3章 第4期新宿区 障害福祉計 画の成果目 標・活動指 標 P122	同様趣旨の意見、1件	区としては、国や都の動向を捉えつつ、区民のニーズにかなう地域生活支援拠点の整備を各種協議会や関係機関の参画のもと検討していきます。
120	第4章 サービス必要 量見込、サー ビス提供体 制確保の方 策 P127	障害福祉サービスの必要見込量の算定方法を記載してほしい。	
121	第4章 サービス必要 量見込、サー ビス提供体 制確保の方 策 P143	地域生活支援事業の必要見込量の算定方法を記載してほしい。	ご意見として伺います。障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児支援の必要量の見込については前期計画の利用実績を基に算定しています。区内に入所施設が開設されるといったサービスごとの状況のほか、平成25年度に行った障害者生活実態調査により把握した利用意向も考慮しています。
122	第4章 サービス必要 量見込、サー ビス提供体 制確保の方 策 P158	障害児支援の必要見込量の算定方法を記載してほしい。	
123	8自立訓練 (生活訓練) P132	自立訓練(生活訓練)、宿泊型自立訓練を重度重複障害者も利用可能なようにサービス提供体制を確保してほしい。	ご意見として伺います。自立訓練の生活訓練については法律上、知的障害者及び精神障害者を対象としているため、障害別の専門性に基づいた支援を行う事業者があります。区は支援のあり方について、今後の様々な動向を注視していきます。
124	8自立訓練 (生活訓練) P132	同様趣旨の意見、1件	

No	項目	意見等の要旨	区の考え方
125	13短期入所 (ショートステイ) P136	短期入所が利用しにくい。ベッドはあっても見る人がいないことが多いため、事業所の人員増員を行ってほしい。	ご意見として伺います。 区内のショートステイは、平成27年3月開設予定「シャロームみなみ風」で主として知的障害者対応5床、平成27年7月開設予定の「区立障害者生活支援センター」で精神障害者対応2床を整備予定です。現時点で増設の予定はありませんが、「シャロームみなみ風」開設後は、現在の6床から5床増えて11床になるため利用しやすくなると考えています。
126	15施設入所 支援 P138	区内の障害者支援施設が社会資源として有効に活用されているかも引き続き見ていくことを付記してほしい。	ご意見は、今後の取組の参考とします。 障害者自立支援協議会においては、社会資源マップの作成等を通し、社会資源の活用及び開発を協議しています。計画第3部第3章にあるように、障害者支援施設等に対し地域生活支援拠点機能を付加する整備を目指します。
127	16計画相談 支援 P139	日中活動の事業所を相談支援事業所として指定することはできないか。	質問にお答えします。 日中活動を行っている事業所からの特定相談支援事業所の指定申請があった場合に、区が指定していきます。
128	108意思疎通 支援(手話通 訳派遣) P149	手話通訳者派遣数を、区派遣数と都派遣数に分けて掲載してほしい。	ご意見として伺います。 意思疎通支援(手話通訳者派遣)の実績については、第3期障害福祉計画における平成24年度から平成26年度の必要量の見込みを表しています。手話通訳者の派遣元ごとに分けて標記した場合、全体像が分かりにくくなってしまったため、区派遣数と都派遣数を合わせた総数を記載しています。
129	124土曜ケア サポート P155	あゆみの家で実施している土曜ケアサポートはニーズが高いので、計画期間中に少なくとももう1所設置してほしい。	ご意見として伺います。 土曜ケアサポート事業は増設の予定はありませんが、「シャロームみなみ風」が開設した後は、利用者が減ることが予想され、利用しやすくなると考えています。
130	125障害児等 タイムケア(日中 一時支援) P155	土曜ケアサポートや障害児等タイムケア事業の拡充、複数の設置を検討してほしい。	ご意見は、今後の取組の参考とします。 増設の予定はありませんが、あゆみの家で実施している土曜ケアサポート事業は、「シャロームみなみ風」が平成27年3月に開設した後は、利用者が減ることが予想され、利用しやすくなると考えています。 就学している障害児の放課後や学校休業期間を過ごす場所として、タイムケアのほかには、放課後等デイサービスがあり、こちらは民間事業所による設置が進んでいます。民間事業所には区民のニーズを伝えています。
4 その他			
131	-	「ひきこもり」「ホームレス」「触法障害者の地域支援」に精神障害者問題が大きく関わっているため、何らかの形で計画に入れてほしい。	ご意見として伺います。 「ひきこもり」「ホームレス」「触法障害者」への支援については障害者施策だけに限らず多様な関係機関における連携が必要となります。具体的な支援については、計画に記載しませんが、個別的に丁寧に対応しています。
132	-	区が障害者の声を大切にしながら計画を策定していることに感謝している。	ご意見として伺います。 障害者施策の推進にあたっては、今後も障害当事者の声を大切にしていきたいです。
133	-	同様趣旨の意見、1件	
134	-	重度重複障害者は適切な介助があれば気持ち伝えることができ、子どもや学生、地域に発信する活動を続けている。	ご意見として伺います。